議案第 + Ξ 号

三朝町職員の福祉制度に関する条例の一 部改正について

の謎決を求める。 地方自治法 次のとおり三朝町 (昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、 、職員の 福祉制度に関する条例の一部を改正することについて、 本議会

昭 和四十五年二月十二 日

三朝町名 祭 例 笋.

号

Ξ 朝町長

坂

出

推 E

Ξ 靭 Ħŗ 取 員の福祉 制 脧 に関する条例 の 一 部を改正する条例

Ξ 朝 町職員の福祉 一制度に関する条例 (昭和三十六年三朝 町条例第三号) の一部を次

のように改正する。 第二条中「市町村職員」を

和三十七年法律第百五十二号』を加える。 「地方公務員等」に改め、 「共済組合法」の下に 「 (昭

第三条の見出し中「および」を「及び」に改め、 同条中「(以下互助会という)」

を「(以下「互助会」とS9。)」に、「行り」を「行なり」に敬める。 第六条中「もとづく」を「基づく」に、「行う」を「行なり」に改める。

߆ 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭昭 五年武月拾武日 原家可決

一朝町議会議長 牧 田 禎